





平成19年3月6日 (火) 第 1,859 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

## 目 次

告示	
ヨーネ病の発生	(農畜産振興課) 1
換地処分	(農村整備課) 2
保安林の指定施業要件の変更 ( 5 件 )	(森林整備課) 4
都市計画事業の認可	(都市計画課) 4
道路の位置の指定	(建築住宅課) 4
公 告	
平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築住宅課) 5
特定調達公告	
MPN連携システムの開発及び運用業務委託契約に係る随意契約の相手方等	(会 計 課) 7
雑報	
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課) 7
正誤	
平成19年3月2日付け島根県報第1,858号中	(下水道推進課) 8

告	示
---	---

### 島根県告示第161号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の 種類	生年月日	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となる べき事項
ヨーネ病(患畜)	牛	平成14年8月16日	1頭	邑南町	平成19年2月20日	ホルスタイン

### 島根県告示第162号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第3項の規定により、浜田市土地改良区理事長から美川北地区における換地処分を平成19年2月14日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県告示第163号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年3月23日農林水産省告示第458号
  - (2) 変更に係る指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
    - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年4月21日農林水産省告示第614号
  - (2) 変更に係る指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
    - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年8月21日農林水産省告示第1291号(一に係るものに限る。)
  - (2) 変更に係る指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
    - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年9月9日農林水産省告示第1420号
  - (2) 変更に係る指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年9月9日農林水産省告示第1426号(一に係るものに限る。)
  - (2) 変更に係る指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年9月29日農林水産省告示第1546号(三に係るものに限る。)
  - (2) 変更に係る指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
    - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年9月29日農林水産省告示第1548号(一に係るものに限る。)
  - (2) 変更に係る指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
    - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月29日農林水産省告示第1548号(二に係るものに限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第164号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和36年8月28日農林省告示第910号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第165号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和51年3月29日農林省告示第337号(一に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第166号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成6年4月7日農林水産省告示第661号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次

のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第167号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町高津屋字大横手下タ474-1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

\_\_\_\_\_

### 島根県告示第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

大社都市計画道路事業3・5・2号北荒木赤塚線及び3・4・4号大社日御碕線

3 事業施行期間

平成19年3月6日から平成25年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

島根県出雲市大社町杵築西字山内、池端及び赤塚地内

(2) 使用の部分

なし

島根県告示第169号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築

基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により告示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

江津市敬川町2370 - 1

2 道路の幅員

6.00メートル

3 道路の延長

31.40メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、側溝及び溜桝により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成19年2月23日 第2号

備考

別紙図面は、浜田県土整備事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和25年島根県規則第111号)第16条の規定に基づき公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の17第1項の島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 試験期日及び時間
  - (1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

平成19年7月1日(日)午前10時から午後5時10分まで

(木造建築士試験)

平成19年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

平成19年9月16日(日)午前11時30分から午後4時まで

(木造建築士試験)

平成19年10月14日(日)午前11時30分から午後4時まで

- 2 試験地及び試験場
- (1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市古志原 4 - 1 - 10

島根県立松江工業高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原 4 - 1 - 10

島根県立松江工業高等学校

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市古志原 4 - 1 - 10

島根県立松江工業高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原 4 - 1 - 10

島根県立松江工業高等学校

- 3 受験申込手続
  - (1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級・木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成19年4月1日(日)から4月6日(金)まで

受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/) において、必要な事項を入力し申込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35 - 3

社団法人島根県建築士会

平成19年4月9日(月)から4月13日(金)まで

浜田市 浜田市原井町908 - 28

浜田建設会館

平成19年4月9日(月)から4月10日(火)まで

イ 受付時間

午前10時から午後4時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出すること。 ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住 民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成19年12月6日(木)(予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。 なお、「学科の試験」については、平成19年8月28日(火)(予定)。

5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示する。

- 6 その他
  - (1) 設計製図の課題は、平成19年6月13日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出る こと

# 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成19年3月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
  - MPN連携システムの開発及び運用業務 一式
- 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年1月15日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - 富士通株式会社島根支店 島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額

59,446,695円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

雑報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の 5 第 1 項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成19年度第 1 回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第56条第 1 項の規定に基づき公示する。

平成19年3月6日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

- 2 試験の日時及び場所
- (1) 試験の日時

平成19年6月10日(日)9時45分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

- 3 受験手続
  - (1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部 (持参又は郵送のこと。)

(2) 受驗願書受付期間

平成19年4月12日から4月26日まで(郵送の場合は、4月26日の消印有効。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円乙種危険物取扱者試験 3,400円丙種危険物取扱者試験 2,700円

#### 4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター (事務所)、各消防本部,各地区危険物保安協会

(2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型 2 号封筒 (A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690 - 0882

松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852 - 27 - 5819 FAX 0852 - 25 - 8242

正誤

平成19年3月2日付け島根県報第1,858号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇	所	誤		正
1	目次中		都市計画変更の図書の縦覧	(下水道推進課) 5	
5	目次中下から1	.0行目	島根県告示第160号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条 第18条第1項の規定により都市計画を変更した いて準用する同法第20条第1項の規定により次 の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧 平成19年3月2日	第 2 項において準用する同法 ので、同法第21条第 2 項にお のとおり告示し、同条第 2 項	
			2 都市計画を変更する土地の区域 松江市玉湯町布志名地内 3 縦覧場所 島根県土木部下水道推進課		